

国際通貨基金 (IMF) についての覚え書き (二)

三 宅 義 夫

四 (承前)

なお、IMF資金の利用について一九五二年一〇月から、IMFと加盟国との間で外貨買入れの枠と期間——だいたい一年、ただし更新することができる——をあらかじめきめ、その期間内にじっさいに必要が生じたさい、買入れを行なうといういわゆるスタンダード・バイ取り決め(Stand-By Arrangement、買入れ予約)の方式が採られることとなり、以後IMF資金の利用にさいしてはこの方式が広く用いられるようになった。わが国でも一九六二年に三〇五万ドルのスタンダード・バイ取り決めを結んだほか、一九六四年(昭和三九年)三月には同年四月からの八条国への移行をひかえて同じく三〇五万ドルのスタンダード・バイ取り決めを結んだ。だがこの両回ともじっさいの外貨買入れを行なうにはいたらなかった。この三〇五万ドルというのは当時のわが国のゴールド・トランシュ一八〇百万ドル

とファースト・トランシュ二二五万ドルの合計であった。ついでにいえば、一九六四年八月末に結ばれていたスタンダード・バイ取り決めのうち大口のものはわが国の右の三〇五万ドル(一九六五年三月満期)のほか、イギリスの一、〇〇〇百万ドル(一九六四年八月〜一九六五年八月)、アメリカの五〇〇百万ドル(一九六四年七月〜一九六五年七月)があった。イギリスは一九六四年一二月に一、〇〇〇百万ドル相当額を全部引き出した。アメリカがIMF資金の利用を図ったのは一九六三年七月にIMFとの間で五〇〇百万ドルのスタンダード・バイ取り決めを結んだのが最初であって、一九六四年の二月と五月にそれぞれ二二五万ドルに相当する外貨を引き出したが、さらに右のように一九六四年七月に五〇〇百万ドルのスタンダード・バイ取り決めを結び、ここから同年中に二七五万ドルに相当する外貨を引き出した。

「加盟国が基金から通貨を買い入れたばあいは、買い戻し

(repurchases) によつて、または他の加盟国による当該加盟国通貨の買入れによつて、返済されねばならない。一般原則として、加盟国は三〜五カ年をこえない期間内に返済することを約束する。これに加えて、その国の貨幣準備 (monetary reserves) がその国の割り当て額よりも大きい加盟国にあっては、その貨幣準備が増加した年には、またはその国が基金から外国為替を買入れたが自国の貨幣準備あてにそれに等しい額の手形を振り出さなかつた年には「つまりこれは、その貨幣準備の増加が基金から外貨を買入れたためであつたばあいにおいても」ということになる。その国の割り当て額の七五%をこえる基金の保有するその国通貨を買戻す義務が生じる。一通貨の基金保有高は、その加盟国の引き出しによつてばかりでなく、その加盟国の最初の金出資がその国の割り当て額の二五%よりもすくなかつたことによつても、または課金がその加盟国の自国通貨で基金に支払われたことによつても、その加盟国の割り当て額の七五%をこえることがありうる。買戻しは、金で、または、その通貨が交換性をもつておりかつ基金の保有額がその加盟国の割り当て額の七五%以下である「他の」加盟国通貨で「なされる」(IFS, Note on the Accounts and Transactions of the Fund. 「内一三宅」)。

右について若干の註釈を加えておこう。

右のように「返済 (repayments)」には、基金から外貨の買入れ (purchases, drawings) をした国が行なう買戻し (re-

purchases)——さきに外貨買入れのさいに基金に渡した自国通貨を金または外貨とひきかえに買戻すという意味で、またより広くは、基金の保有となつている自国通貨を金または外貨とひきかえにとり戻すという意味で、「買戻し」という言葉が、IMFでは使われているのであるが、さきの取り引きを外貨の買入れと呼んでいることからいえば、この取り引きは外貨の「売り戻し」にはかならない——による返済と、その国の通貨を他の国が買入れることによつて生じる返済とがある。

つまりその加盟国の買戻しによる返済 (Repayments by Repurchases) と「他の加盟国の引き出しによる返済 (Repayments by Others' Drawings)」とがある。その国の通貨を他の国が買入れる——引き出す——ならば、さきに外貨買入れのさいにふえたその国通貨の基金保有高はそれだけへるので、「買戻し」と同じ効果をもつことになるわけである。

なおこの「買戻し」という語は広く、基金の保有となつている自国通貨をとり戻すという意味で使われており、これには、その国が基金から外貨を買入れたさいにひきかえに自国通貨を基金に渡すことによつて基金のその国通貨保有高が七五%をこえてふえたのを買戻すばあいのほか、右のIFSの記述にもあるようにその国の最初の金での出資がその国の割り当て額の二五%よりすくなく、したがつて最初に七五%をこえて自国通貨で出資していたので基金のその国通貨保有高が七五%をこえているのを買戻すばあいや、またこれも右のIFSの記述

にあるように課金(Charges)を自国通貨で支払ったことによつて基金のその国通貨保有高が七五%をこえているのを買戻すばあい、こうした三つのばあいがある。「返済(repayments)」——引き出したにたいする返済——を意味するのはこのうち第一のもの(repurchases of drawings)である。いいかえれば「買戻しによる返済」はこれら三つの買戻しから後の二つの買戻し(other repurchases)を差し引いたものである。

(10) 原則として割り当て額の二五%が金で出資されることになっているが、「最初、加盟国の金出資は、その国の割り当て額の二五%が一九四六年九月二日現在のその国の金および合衆国ドルの公的純保有高の一〇%か、いずれかすくない方と定められていた。一九四八年後に基金に加盟した加盟国の最初の金出資額は総務会によつて一定額として、または準備額の一定割合として定められている。割り当て額が増加したばあいには、出資増加の二五%が金で支払われねばならぬ」ということになつてゐる」(TFS, Note on the Accounts and Transactions of the Fund)。このように金での出資はかならずしも割り当て額の二五%でなく、したがつてそのばあいは自国通貨での払い込みが七五%以上となつてゐるわけである。この七五%をこえている部分はその後において——その通貨の他の加盟国による引き出しがないかぎり——金または交換性のある他の通貨で払い込まねばならないことになる。

(11) 「課金は通常金で支払われるが、しかしその加盟国の貨幣準備がその国の割り当て額の半分以下であるばあいには、課金の一部または全部をその加盟国通貨で支払うことができる」(TFS, *ibid.*)。

国際通貨基金 (IMF) についての覚え書き

また右で「貨幣準備」といつているものは、IMF協定第一九条「用語の説明」のところで「加盟国の通貨準備 (Monetary reserves) とは、加盟国の、金、他の加盟国の交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的純保有額をいう」云々としているものである。なお基金の会計年度は五月一日から四月三〇日までである。

買戻し義務は右のようであるから、その国の「貨幣準備」がその国の割り当て額以下のばあいは買戻しをしなくてよい、買戻しによつてその国の「貨幣準備」がへつてゆくが「貨幣準備」がその国の割り当て額以下になるまで買戻しをするには及ばない、ということになる。また買戻しを要するのはその国通貨の基金保有高がその国割り当て額の七五%をこえるばあいであるから、その国通貨を他の国が引き出したため基金の保有するその国通貨がこの七五%以下になつたならば、買戻しをする必要はない、ということになる。また買戻しに用いられる通貨はその通貨の基金保有高がその通貨国の割り当て額の七五%以下であることを要するから、たとえば米ドルを買戻し用に使おうとしても基金の米ドル保有高がアメリカの割り当て額の七五%をこえるようならば使うことができない、ということになる。米ドルを手持ちしてこれで自国通貨を買戻し戻そうとしている加盟国は、為替市場で米ドルを他の通貨にかえるか、アメリカ通貨当局から米ドルとひきかえに金をひき出すか、いずれかによつて買戻しを行なうほかなく

る。前者のばあいには為替市場でドル相場の弱体化を招くし、後者のばあいにはアメリカ通貨当局の保有金の減少をきたすことになる。前記のようにアメリカは一九六三年七月にはじめて基金との間で五〇〇万ドルのスタンダード・バイ取り決めを結んだが、これは右のような事態に対処することを目的としたものであった。アメリカはこれによって一九六四年に西独マルクやフランス・フランを基金から引き出し、ドルで基金から自国通貨を買い戻そうとしていた国にたいして、ドルとひきかえにこれらの通貨を売却することを図った。⁽¹²⁾

(12) 「アメリカは一九六四年二月と五月の二回にわたってそれぞれ一二五万ドルをIMFから引き出したが、これは主として西独マルク、フランス・フランでなされた。こうして受けとられた資金は他の諸国が基金にたいする返済を行なうために売却された。アメリカがもはや基金の純債権国ではないため、ドルはこのような返済のために使えず、財務省が右のような手段を採らなかつたならば、基金から自国通貨を買い戻すために必要な金を要求する国にたいして直接的にか、あるいはこれらの国が同様な目的のためドルを対価にヨーロッパ通貨を買い入れる結果として間接的にか、いずれにしてもアメリカの金準備は減少していただであらう」(Bank for International Settlements: *Thirty-Fourth Annual Report*, 1st April 1963~31st March 1964, 東京銀行調査部訳、『世界金融経済年報—第三次国際決済銀行年次報告—』、三九〇四〇ページ)。なお、「アメリカは金準備への圧迫を回避するため(一九六四年に)総額五二五万ドルの外国通貨引出しを五回に分けて行ない、既存の引

き出しをIMFに返済しようとする他の加盟国にたいしてそれを売却した。しかし、この引き出しによって増加したIMF保有のドルのうち二七百万ドルは、他の諸国がIMFから引き出したため「買い戻され」、アメリカの純引き出し額は二四八百万ドルにとどまった」(BIS: *Thirty-Fifth Annual Report*, 1st April 1964~31st March 1965, 東銀調査部訳、『世界金融経済年報—第五次国際決済銀行年次報告—』、二五二一三ページ)。

五

さて基金からの他国通貨の買い入れ(引き出し)、買い戻しは以上のごとくであるが、いまドル、英ポンド、西独マルク、および円についてこれらの国の基金からの純引き出し額ないしそれらの通貨の基金による純売却額を例示的に見てみよう。

前記のようにアメリカは一九六四年に五二五万ドル分の西独マルクやフランス・フランを引き出した。*IFS*のInternational Monetary Fund部の表II Exchange TransactionのA表「引き出し額(Drawings)」のところに「五二五・〇」百万ドルと掲げられているのがそれである。同年アメリカは買い戻しによる返済は行なわなかった。B表「買い戻しによる返済類(Repayments by Repurchases)」はゼロである(ちなみにアメリカは今日——一九六六年四月末——までに累計一、一五〇・〇百万ドル相当額の引き出しを行なってきたが、買い戻しによる返済はまだ一度も行なっていない)。だが同年中に他の加

盟国による米ドルの引き出しが二八一・九百万ドルあった、——D表「引き出された通貨額 (Currencies Drawn)」。また米ドルでの買い戻しが四・八百万ドルあった、——E表「買い戻し通貨別の買い戻し額 (Repurchases by Currency of Repurchase)」。かくてこういうことになる。基金に入った米ドルは(A)の五二五・〇百万ドル、プラス、(E)の四・八百万ドル、計五二九・八百万ドル。これにたいし基金から出た米ドルは(B)がゼロ、(D)が二八一・九百万ドル。したがって差し引き基金に入った米ドルは二四七・九百万ドルであったことになる。これが一九六四年におけるアメリカの「純引き出し額 (Net Drawings)」ということになる。さきに国際決済銀行の年次報告書で「アメリカの純引き出し額は二四八百万ドルにとどまった」としていたのがこれである。またそこで「二七七百万ドルは、他の諸国がIMFから引き出したため『買い戻され』」云々としている。「二七七百万ドル」は、他の加盟国による米ドルの引き出し二八一・九百万ドルから、米ドルでの買い戻し四・八百万ドルを差し引いたもの、つまりローロの二七七・一百万ドルを指しているものである。

なお、既述のように基金は、ある特定の通貨にたいする需要が強く基金のその通貨保有額が不足してきたばあい、その国にたいしてこの通貨を金とひきかえに基金に売することを求めることができるが (IMF協定第七条「不足通貨」第二項(ii))、基金が金を売ってある国の通貨を取得したときはその国の通貨の

国際通貨基金 (IMF) についての覚え書き

基金保有高がそれだけふえるから、たとえそれが米ドルだったとすれば、さきの基金に入った米ドルにプラスされるものとなる。一九六四年には米ドルについてはこれはゼロであった、——F表「基金による通貨とひきかえの金売却額 (Fund Sales of Gold for Currency)」⁽¹³⁾。かくてある加盟国の「純引き出し額」は $A + E + F - (B + D)$ ということになる。そして一九六四年におけるアメリカの「純引き出し額」(単位百万ドル)は $525.0 + 4.8 + 0 - (0 + 281.9) = 247.9$ となるわけである。C表「純引き出し額 (Net Drawings)」では引き出した加盟国別この純引き出しの現在における残高を計上している。一九六六年四月末現在のアメリカの純引き出し残高(単位百万ドル)は、 $150.0(A) + 3.572.0(B) + 743.7(F) - (0(B) + 4.949.5(D)) = 516.2$ という計算になり、かくてC表でアメリカは五一六・一百万ドルとなっている。

(13) 「通貨を取得するための基金による金の売却は表IIと表Iの第六欄とに記録されている。通貨を取得するための金の売却に加え、基金はまた合衆国にたいして八〇〇百万合衆国ドルの金を、収益をもたらず合衆国財務省のビルおよび短期ノートを取得するために売却した。これらの売却の条件によれば、基金はこの投資の満期のさいに同量の金を再取得することができる。取得された証券は基金によるドル保有高とはみなされない。したがってこの取り引きは表IIにも表Iの第六欄にも記録されていない。これらは表IVでまた表Iの脚註で、八〇〇百万ドルの基金の金勘定が金ではなくて合衆

国際通貨基金 (IMF) についての覚え書き

国財務省のビルおよびノートで保有されていることを示すように、記録されている。／基金への出資支払いを賄うために金を他の加盟国が購入する負担が準備通貨国 (Reserve currency countries) にかかってくるのを軽減しようとして、一九六六年の割り当て額の一般増額にさいして、つぎのような、すなわち、基金は、割り当て増額にあたり金出資用に合衆国および連合王国から他の加盟国が金を購入する額と同額だけ——ただし総額三五〇万ドルをこえないものとする——、合衆国および連合王国に金預金 (gold deposits) をなしうる、という規定を設けた (TFS, Note on the Accounts and Transactions of the Fund)。基金のドル保有高補充の意味でのアメリカにたいする金売却 (Gold Sales for Currency) は、一九五七年の一月と五月にそれぞれ三〇〇万ドル、計六〇〇万ドル行なわれたが、一九六一年にも一五〇万ドル行なわれた。またアメリカの政府証券への投資のための金売却 (Gold Sales for Investment) は、この投資収益によって基金の経費の補填を図ることを目的として一九五六年一月の IMF 常務理事会で認められたものであって、一九五六年一月に二〇〇万ドル、一九五九年七月に三〇〇万ドル行なわれたが、さらに一九六〇年二月に三〇〇万ドルの金売却が行なわれた。この一九六〇年の金売却は基金の経費補填のためではなく、アメリカへの金供給を目的として行なわれたものと見られている。現在の残高八〇〇万ドルはこの合計である。また金預金は一九六六年四月末で二二百万ドルである。

つぎに英ポンドについて見てみよう。既述のようにイギリスは一九六四年一月に、IMF と結んでいたスタンダード・バイ

り決め一、〇〇〇万ドル分を全額引き出した。——前出の表 II Exchange Transaction of the A 表「引き出し額」。このスタンダード・バイ取り決め一、〇〇〇万ドルは前から結んでいたのを一九六四年八月にさらに一年更新したものであった。既述のように IMF は一九六二年に IMF 資金の補強策として主要工業諸国 (main industrial countries) 一〇カ国との間で総額六、〇〇〇万ドル相当額を限度としてスタンダード・バイ取り決めを結ぶこととし、この「借り入れの一般取り決め」は同年一月二四日から発効していた (期限は同日から四カ年、ただし更新しうる)。取り決め額 (単位百万ドル相当額) はベルギー一五〇、カナダ二〇〇、フランス五五〇、西ドイツ一、〇〇〇、イタリア五五〇、日本二五〇、オランダ二〇〇、スウェーデン一〇〇、イギリス一、〇〇〇、アメリカ二、〇〇〇の計六、〇〇〇である。IMF はこれをこの一九六四年一月に初出動して八カ国 (イギリスおよびアメリカを除く) から合計四〇五百万ドル相当額を借り入れ、右のイギリスの引き出し一、〇〇〇百万ドル相当額の一部を賄った。四〇五百万ドル相当額の内訳はベルギー三〇〇、カナダ一五〇、フランス一〇〇、西ドイツ一八〇、イタリア一五〇、日本二〇〇、オランダ四〇〇、スウェーデン一五〇であった (単位百万ドル)。——表 V「基金の借り入れ取り決め (Fund Borrowing Arrangements)」。IMF はこのように「借り入れの一般取り決め (GAB)」を用いたほか、IMF 保有の金を売却して二五〇百万ドル相当額の調達を計った。金売却によ

つて取得した通貨の内訳はオーストリア・シリング八、ベルギー・フラン一七、カナダ・ドル九、フランス・フラン六三、西ドイツ・マルク九三、イタリア・リラ三、日本円一四、オランダ・ギルダー二六、スペイン・ペソ一〇、スウェーデン・クローネ七の一〇カ国（つまりイギリス、アメリカを除く、パリ・クラブ八カ国にオーストリア、スペインを加えたもの）通貨であった（単位百万ドル）、——表ⅡのF表「基金による通貨とひきかえの金売却額」。IMFはさきのGABによって四〇五百万ドル、この金売却によって二五〇百万ドルの通貨を調達し、これに従来からIMFが保有していた通貨三四五百万ドル相当額をもって、イギリスの一、〇〇〇百万ドルの引き出しを賄ったわけである。IMFが引き出しに應じるに当たってこのように保有金を売却したり、GABを発動したりしたのは、イギリスの大量の引き出しを賄うに必要な西欧諸国通貨——イギリスが求めていた西独マルクやフランス・フランなど——のIMF保有が不足していたからでもあり、また米ドル——IMFの米ドル保有高は不足していたわけではない——だけに負担をかわせることを避けようとしたものでもあった。

イギリスはこの一、〇〇〇百万ドルをもって、この年一月二五日前に諸国の中央銀行から借り入れていた短期融資の返済にあてた。一九六四年にはイングランド銀行は八月に、かねて同行とアメリカの連邦準備銀行との間で結んでいた五〇〇百万ドルのスワップ（自国通貨の預け合）を引き出しはじめたが、

国際通貨基金（IMF）についての覚え書き

九月にはその他の七カ国の中央銀行と一、〇〇〇百万ドル相当額を枠とする短期クレジットを受ける取り決めを結んだ。この後者の取り決めにもとづきイングランド銀行は九月に二〇〇百万ドル、一〇月に二一五百万ドル、そして一月二五日までに残りの五八五百万ドルの融資を受けた。IMFからの一、〇〇〇百万ドルの引き出しはこれを返済するためのものであった。なお一月二五日というのは、ポンドの危機深刻化にさいし主要一カ国（オーストリア、ベルギー、カナダ、フランス、西ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、スイス、アメリカ。つまりイギリスを除く、パリ・クラブ九カ国オーストリアおよびスイスが加わったもの）の中央銀行に国際決済銀行（BIS）、ワシントン輸出銀行が加わって三、〇〇〇百万ドルの援助をイングランド銀行に与えることとなった日である。一月二五日の三、〇〇〇百万ドルの援助取り決めは、右の従来のイングランド銀行とアメリカの連邦準備銀行との間で結んでいたスワップ協定五〇〇〇百万ドルの枠を七五〇百万ドルに引き上げ、さらにワシントン輸出銀行から二五〇百万ドル出して、アメリカが合計一、〇〇〇百万ドルを分担することとするとともに、バーゼル協定、パリ・クラブの参加国よりも規模を拡げて大幅な援助をイギリスに与えようとしたもので、日本の分担額は五〇百万ドルであった。この三、〇〇〇百万ドルは一月末までに二〇〇百万ドル、二月に三二五百万ドル、そして翌一九六五年に入ってさらに使用されたとされている。イ

ギリスは一九六五年五月にふたたび IMF から一、四〇〇百万ドル相当額を引き出してこれを返済したが、IMF はここでふたたび GAB を発動し、また金売却を行なうことになった。

一九六四年中のギリスの引き出し額は右の一、〇〇〇・〇百万ドル——(A)。そして同年中に他の加盟国により買い戻しに用いられた英ポンドは七・八百万ドル——(E)。基金が金売却によって取得した英ポンドはゼロ——(F) (ちなみに英ポンドは今日まで金売却によって取得するといった対象になったことはない)。したがって基金に入った英ポンドは一、〇〇七・八百万ドル。これにたいし基金から出た英ポンドはギリスの買い戻しによる返済はゼロ——(B)。他の加盟国によって引き出された英ポンドは七・三百万ドル——(D)。したがって差し引き基金に入った英ポンドは一、〇〇〇・五百万ドルということになり、これが一九六四年におけるギリスの「純引き出し額」ということになる。なお一九六六年四月末現在のギリスの純引き出し残高(単位百万ドル)は $4,884.0(A) + 96.3(E) + 0(F) - (1,877.4(B) + 708.4(D)) = 2,394.5$ という計算になるが、このうちこの D「引き出された通貨額は「連合王国の出資勘定に貸記され(さきの註(10)参照)」したがって基金による純売却とならない他の加盟国によるスターリングの引き出し(一九六〇年における四一・一百万ドル相当額。——表「Members' Fund Positions」の脚註)を含む(D表脚註)ので、C表の純引き出し残高は二、四三三・五百万ドルとなっている。ちなみに加盟各国の一

九六六年四月末現在の純引き出し額総計は四、七三七・八百万ドルであるから、ギリスは一国でその過半を占めている。これにつぐのは前記のアメリカの五一六・一百万ドルである。

つぎに西ドイツ・マルクについて、同様に一九六四年を例にとつて見てみよう。西ドイツによる基金からの引き出しはゼロであった、——A表「引き出し額」。西ドイツはこの一九六四年においてだけでなく、一九五三年に IMF に加盟して以来まだ一度も IMF からの引き出しを行なっていない。したがって B表「買い戻しによる返済額」もゼロ。他方、他の加盟国によって引き出された西独マルクは七一八・一百万ドル、——D表「引き出された通貨額」。この西独マルクの引き出しはそのほとんどが前記のアメリカ、ギリスによってなされたわけである。また他の加盟国によって買い戻しに用いられた西独マルクは二六四・六百万ドル、——E表「買い戻し通貨別の買い戻し額」。そして「基金による通貨とひきかえの金売却額」が九三・〇百万ドル、——F表。これはさきのギリスへの一、〇〇〇百万ドルの供給のために行なった基金による二五〇百万ドルの金売却における西独マルク向け分である。七一八・一百万ドルの西独マルクの基金からの引き出しのうち、基金が金売却によって取得したものが九三・〇百万ドル、それに前記のように GAB によって取得したものが一八〇・〇百万ドル。したがって基金は、基金保有分以外に計二七三百万ドルをこれらによって調達して引き出しに応じたわけである。

かくてつぎのようなことになる。すなわち基金に入った西独マルクは(A)がゼロ、(B)が二六四・六百万ドル、(F)が九三・〇百万ドル。これにたいし基金から出た西独マルクは(B)がゼロ、(D)が七一八・一百万ドル。したがって差し引き基金から出た西独マルクは三六〇・五百万ドルということになり、これが一九六四年における西独マルクの「基金による純売却額 (Net Fund Sales)」になる。—— $B + D - (A + E + F)$ 。なお一九六六年四月末現在の西独マルクの基金による純売却残高(単位百万ドル)は $0(B) + 2,097,0(D) - (0(A) + 777,3(E) + 462,5(F)) = 917,2$ とどう計算になるが、さきの英ポンドのばあいと同様に、この(D)「引き出された通貨額」は「ドイツの出資勘定に貸記される、したがって基金による純売却とならない、一九五三年のトルコによる四・四百万ドルの引き出しを含む」(D表脚註)ので、G表「基金による純売却額」は九一七・二百万ドルからこの四・四百万ドルを引いた九一二・八百万ドルとなっている。ちなみに一九六六年四月末の基金による純売却総計は三、三八五・一百万ドルであり、西独マルクがもつとも多く、フランス・フランが七三二・九百万ドルでこれにつき、イタリア・リラ四五六・七百万ドル、オランダ・ギルダー、ベルギー・フラン、カナダ・ドルが二〇〇百万ドル台、そして日本円が一四〇・一百万ドルとつづいていいる。イギリス、アメリカ、インドなどがIMFにたいして大きく債務者ポジションにあり、他方債権者ポジションにあるのは西欧諸国、それにカナ

国際通貨基金 (IMF) についての覚え書き

ダ、日本などである。

最後に日本円について、やはり一九六四年を例にとつて見ておこう。既述のようにわが国は一九六四年三月にIMFとの間で三〇五百万ドルのスタンダード・バイ取り決めを結んでいたが、じつさいの引き出しは行なわなかった、——(A)ゼロ。また買い戻しによる返済もゼロ——(B)。他の加盟国による日本円の引き出しは五四・〇百万ドル——(D)。他の加盟国によって買い戻しに用いられた日本円はゼロ——(E)。基金による日本円とひきかえの金売却額は前記のように一四・〇百万ドル——(F)。かくて、基金に入った円は(A)がゼロ、(B)がゼロ、(F)が一四・〇百万ドル、これにたいし基金から出た円は(B)がゼロ、(D)が五四・〇百万ドル。差し引き基金から出た円は四〇・〇百万ドルということになる。——一九六四年における日本円の「基金による純売却額」、 $B + D - (A + E + F)$ 。そしてこの(D)の日本円の引き出し五四・〇百万ドルのうち、基金が金売却によって取得したものが右の一四・〇百万ドル、それに前記のようにGABによって取得したものが二〇・〇百万ドル、計三四百万ドルが基金によってあらたに調達されたということになる。また一九六六年四月末現在の日本円の基金による純売却残高(単位百万ドル)は $249,0(B) + 259,0(D) - (249,0(A) + 57,4(E) + 61,5(F)) = 140,1$ という計算になる。さきにG表「基金による純売却額」——売却された通貨別に純売却の現在における残高を計上している——で日本円が一四〇・一百万ドルとなつているとした額である。

以上、この Exchange Transaction の表は——表もそうであるが IMF からの引き出し、買戻しの取り引きのものも——やや分かりにくいものであるので、メモとして書き添えておいた。

六

IMF が業務を開始したのは既述のように一九四七年三月一日であった。戦後のヨーロッパ諸国はいわゆるドル不足の状態にあったが、IMF はその協定条文で「基金は、救済若しくは復興のための便宜を与え、又は戦争から生じた国際的債務を処理することを目的とするものではない」(第一四条「過渡期」第一項「序言」)としていたし——ブレトン・ウッズ協定ではこうしたことは国際復興開発銀行(いわゆる世界銀行)の仕事としたわけである——、また IMF の資金が急速に枯渇することをおそれて資金利用をなるべく制限しようとした。IMF の専務理事は業務開始に先立ち、「IMF の外貨資金の供与は当分の間、(一)その加盟国に通貨危機が存在し、しかも、この危機が IMF の資金利用により回復の見込みがある場合に限ること、(二)加盟国の外貨買入れは、IMF 当局の個別審査に服すること、を条件としてのみ与えられる」旨声明した(堀江、前掲書、一八二ページ)。しかし翌一九四八年四月にマーシャル・プランによる援助がはじまるまでの一年間は、IMF 資金の利用はかなり行なわれ、一九四八年四月三〇日に終る年度内の資金引き出し額

は六〇六・〇百万ドルに及んだ(Hans Aufricht; *The International Monetary Fund*, London, 1964, Appendix VII, Synopsis of IMF Financial Assistance)。

(14) IMF 協定では原加盟国の割り当て額を「附表 A」に掲げ、「その他の加盟国の割当額は、基金が定める」としていた。この「附表 A」ではアメリカ二、七五〇(単位百万ドル)、イギリス一、三〇〇、ソビエト一、二〇〇、中国五五〇、フランス四五〇、インド四〇〇、カナダ三〇〇……というように四四カ国について総額八、八〇〇百万ドルの割り当て額を定めていた(ソビエトは調印しなかった)。この割り当て額にもとづいて金およびそれぞれの通貨での出資が行なわれたのであるが、当時のヨーロッパ諸国のドル不足は、これを賄うことは IMF の融資目的をこえたものであったとともに、IMF のもつ金およびドルの量ではいかにともなしえない程度のものであった。

一九四八年四月からマーシャル援助がヨーロッパ諸国にたいして行なわれることとなった。すなわちドル不足にたいして、IMF からドルを引き出すのではなく、IMF 機構の外で、アメリカが直接に援助する形がとられるようになった。この戦後の時期にアメリカが行なった海外援助は年間六く七〇億ドルにのぼり、一九五一年六月までつづけられたマーシャル援助額は計一五〇億ドルとされている。他方 IMF 理事会は一九四八年四月に「マーシャル・プランに参加した加盟国は、例外的な場合は予見しえない場合を除き、IMF 資金の利用を差控えるべ

きである」旨の通達を全加盟国に発した(堀江、前掲書、一八二ページ)。かくてIMFの融資額、つまり加盟国による引き出し額は一九四八会計年度(一九四九年四月三〇日)に終る一九四八(四九年度)には一一九・四百万ドル、四九(五〇年度)には五一・八百万ドル、五〇(五一年度)には二八・〇百万ドルというすくない額にとどまり(H. Aulricht: *op. cit.*)¹⁵⁾。一九五〇年にはゼロであった。

マーシャル援助によってヨーロッパ諸国の経済は立ち直りを進めてきたが、IMFはまたマーシャル援助の終了とともにその資金供与を緩和しようとする方針を採った。一九五一年五月には加盟国が通貨安定措置を採ろうとするようなばあいはこれにたいして援助を惜しまないとし、また一九五二年二月にはこうした安定措置援助のために、あらかじめ一定の引き出し枠を与えておくことを認めることとしたが、同年一〇月にはさらに既述のようにこのスタンド・バイ取り決めの方式をIMFの資金供給の方式として確立することとし、また同じく一九五二年二月には既述のように、IMFの保有するその国の通貨がその国の割り当て額をこえない限度までは自動的に無条件に資金の利用を許可する、つまりゴールド・トランシュについては無条件で引き出しうる、またIMFの保有するその国通貨が割り当て額の一〇〇%以上一二五%まで——ファースト・トランシュ——の資金利用についても寛大に許可するとするなど、資金利用緩和の方針を採ることとした。また一九五三年からは年間の

国際通貨基金(IMF)についての覚え書き

引き出し額は割り当て額の二五%をこえてはならないという条件を免除したり(前記註8)参照)、また加盟国は平価を設定することによってはじめてIMF資金を利用する資格をもつことになつてゐるが(IMF協定第二〇条第四項C)・一九五四年には平価の未設定国にたいしても資金供給を行なう措置を採るようにした。¹⁵⁾

(15) 「一九六四年六月に、第一次平価を設定していないすべての原加盟国でない国にたいし、引き出しに先行する条件としてこの設定を必要とすることを免除した。この免除は、それまではたゞ少数の加盟国(その領土が敵国に占領されていた原加盟国ならびにイタリヤ、インドネシア、およびタイ)にたいしてのみ与えられていたものであった。こうした免除によって、第一次平価を設定していない国々も、基金によって決定される額と条件で引き出しを行なうことを許可されることができ」(IFS, Note on the Accounts and Transactions of the Fund)。「免除条項を適用しなければ、引き出し額は、その引き出しによってその加盟国通貨の基金保有高が二二カ月の期間内に二五%以上増加しないこと、またその割り当て額の二〇%をこえないこと、という限度がある。一九五三年以来は大部分の引き出しはその加盟国の割り当て額の二五%より大きなものとなつており、また一九六三年以来はそれによってその加盟国通貨の基金保有高がその割り当て額の二〇%をこえるようになる引き出しもいくつか行なわれてゐる(既述の、第一次産品の輸出に依存している後進国にたいして認めたもの)」(ibid.)

こうした緩和措置が採られたが、他方で一九五〇年六月に朝

鮮戦争がおこり、これによって世界のドル不足は大幅に緩和されることとなった。西欧諸国通貨当局の金および外貨——ドル——準備はまだ潤沢というわけではなく、いぜん嚴重な為替管理がつづけられていたが、IMFにたいする資金需要はきわめて低かった。「IMFにたいする各国の資金需要が少なかったのは、当時、IMFの門を叩くときは、かえってこれが自国の対外収支上の困難を内外に示す結果ともなり、このためIMFよりの外貨購入は、自国収支の改善よりもむしろ悪化の原因となるといった危惧が一般化していたことにも理由があった」（堀江、前掲書、一八四～五ページ）。一九五〇年の引き出し額は前記のようにゼロであったが、その後も引き出しはあつても返済がこれを上回り、したがってIMFの資金供給残高、つまり加盟国による純引き出し残高は一九五〇年末七三三・二百万ドル、五一年末六九四・〇百万ドル、五二年末六七七・五百万ドル、五三年末五八六・六百万ドル、五四年末四三九・二百万ドル、五五年末二三四・二百万ドルと減少を辿つていった。

だが一九五六年七月にスエズ紛争がおこり、とくにイギリスの外貨準備は危機に瀕したが、これにたいしてIMFは多額の資金供給を行ない、IMFはこのときからいわば本格的活動をはじめることとなった。一九五六年にIMFはイギリスにたいして五六二百万ドルの即時引き出し（スタンダード・バイ取り決めによらない直接引き出し）を認め、またそのほか七八百万ドルのスタンダード・バイ・クレジットを認め、また同じく打撃を受

けたフランスにたいしても二六三百万ドルのスタンダード・バイ・クレジットを認めた。このイギリスに引き出しを認めた五六二百万ドルは当時のイギリスのゴールド・トランシュとファースト・トランシュとを合わせた額であり、また五六二百万ドルと七三八百万ドルとの合計一、三〇〇百万ドルは当時のイギリスの割り当て額の一〇〇%という多額のものであった。なおフランスに認めたスタンダード・バイ取り決め額（二六三・五百万ドル）は当時のフランスの割り当て額（フランスは一九四七年一月に割り当て額を当初の四五〇百万ドルから五二五百万ドルに増額された）の半分という計算があつた。つぎの一九五七年にもフランスの二六二・五百万ドルの引き出し、インドの二〇〇・〇百万ドル、日本の一二五・〇百万ドル、その他アルゼンチン、オランダ、ベルギーなどの引き出しがあり、引き出し総額は一九五六年の六九二・五百万ドルを上回る九七七・一百万ドルに及んだ。かくてIMFの資金供給残高（純引き出し残高）は一九五五年末の二三四・二百万ドルから一九五六年末には八一三・四百万ドルとなり、一九五七年末には一、七二六・七百万ドルに達するにいたつた。

ところで、当時引き出された通貨はほとんどすべて米ドルであつたから、この大きな資金供給、引き出しによつてIMFの米ドル保有高は急速に減少することとなった。一九五六、五七年に引き出された通貨は一五・〇百万ドルのカナダ・ドル以外はすべて米ドルであつたから、米ドルでの若干の買い戻しを差

し引いても、この両年で米ドルの純引き出し額は一、五〇〇百万ドルあまりに及んだ。IMFは一九五七年にはじめて「通貨とひきかえの金売却」を行ない、保有金のうち六〇〇百万ドルをアメリカに売り米ドルの補填を図ったが、なおIMFの米ドル保有高は一九五五年末の一、七〇六百万ドルに比し、一九五七年末には約九三〇百万ドル減の七七五百万ドルという低さに陥こむこととなった。他方同一九五七年末にスタン・バイ・クレジットの未使用残高は八七〇百万ドルあった。したがってこのスタン・バイ・クレジットがじっさいに引き出されるならば、ふたたび保有金に手をつけなければ保有ドルは枯渇するポジションにあった。またIMFは同一九五七年末に一、一八〇百万ドルの金資産を保有していたが（これに投資している金——註(13)参照——二〇〇百万ドルを加えるならば、計一、三八〇百万ドルとなる）、しかし一九五六、五七年のような規模の引き出しがふたたび生じるならば——兩年の米ドルの引き出し総額は一九五六年六七・五百万ドル、五七年九七七・一百万ドル、計一、六五四・六百万ドルであった、そして米ドルでの買い戻しが一二九・五百万ドルあったから、差し引き米ドルの純引き出し額は一、五二五・一百万ドルと前記のように、五〇〇百万ドルあまりであった——、保有金に手をつけても、残すところはわずかというポジションであった（IMFの米ドルおよび金保有高は七七五、プラス、一、一八〇、イコール、一、九五五、これから一、六五五をマイナスすると残すところ

国際通貨基金（IMF）についての覚え書き

わずかに三〇〇ということになる、単位百万ドル）。

かくて一九五八年一〇月にニューデリーで開かれたIMFの第一三回年次総会において、アメリカ代表からIMF割り当て額の五〇%増額が提案された。この一般的増額（一九五九年一月三日を基準）は——若干の国についてはこのパーセンテージをこえて——翌一九五九年二月に決定され、同年九月およびそれにつづく月に増資払い込みが行なわれた⁽¹⁶⁾。これによってIMFの割り当て額は一九五八年末の九、一九三百万ドルから一九五九年末には一三、九五八百万ドルに増加した⁽¹⁷⁾。そしてこの増資を必要ならしめた問題のIMFのドル保有高について見ると、増資によってアメリカの割り当て額は二、七五〇百万ドルから四、一二五百万ドルとなり、増資分一、三七五百万ドルのうちドルでの払い込み分は七五%であるから、IMFのドル保有高はこれによって一、〇三一・二五百万ドル増加したことになる。またこのアメリカの払い込みに加えて、一九五八年、さらに一九五九年には加盟国からIMFへのドルでの買い戻し額が引き出し額を上回り、計三二二・四百万ドルの買い戻し超過があったので、IMFのドル保有高は合わせて一、三五三・六五百万ドルの増加となり、一九五七年末の保有高七七五百万ドルにたいして一九五九年末には二、一二八・六五百万ドルとなるにいたった⁽¹⁸⁾。また金出資額は一九五七年末の一、六七四百万ドルから一九五九年末には二、九三二百万ドルと一、二五八百万ドル増加し、このほか金での買い戻し（一九五八年七

国際通貨基金 (IMF) についての覚え書き

二二六

六・八百万ドル、一九五九年一五三・八百万ドル) などがあるため、IMFの金保有高は一九五七年末の一、一八〇百万ドル(このほか投資している金二〇〇百万ドル)から一九五九年末には二、四〇七百万ドル(このほか投資している金五〇〇百万ドル)となった。かくてIMFの米ドルおよび金保有高は一九五七年末の一、九五五百万ドル(右の二〇〇百万ドルを加えると二、一五五百万ドル)から一九五九年末には四、五三三百万ドル(右の五〇〇百万ドルを加えると五、〇三三百万ドル)といちじるしく強化されることになったわけである。

(16) 「一九五七年の年次総会において、国際通貨基金の職員は国際流動性にかんする研究をはじめべきである、という決定がなされた。そして一年後の一九五八年九月、ニューデリーにおいて国際通貨基金加盟国会議が開催されたとき、この研究——『国際準備と流動性(International Reserves and Liquidity)』と題したものを——が発表された。その主な結論は、国際流動性の現状はつぎの二つの条件がみたされるかぎり、国際貿易ならびに決済の今後の動向に不安を与える原因にはならない、ということであった。その条件の第一は、各国が慎重な経済政策を遂行することであり、第二は、国際通貨基金の資金が将来加盟国からどのような額の貸し出し要請がなされても、十分にこたえうるような多額のものでなければならぬ、ということである(なおこのIMFの研究報告については堀江、前掲書、二〇五～二二〇ページ参照)。それゆえ、基金の常任理事会が国際通貨基金の望ましい資金規模についての問題を研究すべきである、との決議がニューデリーでなされた。一九五八年二月に、

理事会はほとんどの加盟国の割り当て額を五〇%、ある国ではそれ以上に引き上げるよう勧告した。……これらの提案は基金の各国委員会によって受諾され、いまや各国議会の批准を待つばかりとなっているが、これらの提案の結果は、総割り当て額を一九五八年末の九、二二八百万ドルから一四、三三三百万ドルに引き上げることになろうし、金の全出資額が全額払い込まれると、国際通貨基金の金および米ドル保有高は約三億ドル増加することになろう」(BIS: *Twenty-Ninth Annual Report, 1st April 1958* - 31st March 1959. 東銀調査部訳『第二十九次世界金融経済年報』二四二～二四三頁)。

(17) 「いくつかの増額は賦払いで払い込まれたし、またいくつかの加盟国は出資払い込みを完了しなかつたので、……六五加盟国によってなされた基金資金の増加は、一九五九年一月三一日から一九六三年一月一日の期間に九、二二八百万ドルから一四、六一一百万ドルにであつた」(H. Aulich *op. cit.* p. 39)。なお「アメリカ、イギリスは五〇%増であつたが、たとえば、カナダは三〇〇から五五〇に、西ドイツは三三〇から七八七・五に、日本は二五〇から五〇〇に、というように五〇%をこえた引き上げが行なわれた。フランスは五二五から七八七・五と五〇%増にとどまつた。

(単位百万ドル)

(18) 「一九五八年にはドルの引き出しは二五二・二百万ドル、ドルでの買い戻しは二七一・〇百万ドル、したがって買い戻し超過は一八・八百万ドル、一九五九年にはドルの引き出しは一三八・五百万ドル、ドルでの買い戻しは四四二・一百万ドル、したがって買い戻し超過は三〇三・六百万ドル、計三三二・四百万ドル。なお二二一

二八・六五は四捨五入すれば二、二二九となるが、*IFG*のIMFの部の表 *IV Time Series of Principal Fund Data* では一九五九年末のIMFのドル保有高は二、二二八百万ドルとなっている。これはもととなる数字の端数四捨五入のための差である。たとえば三三二、プラス、一、〇三二、イコール、一、三三三、プラス、七七五、イコール、二、二二八となる。末尾の数字が文中でも合っていないばあいがあるので、ここで一言念のため。

このようにIMFの米ドルおよび金保有高は一般的増資、およびドルでの買い戻し超過、金での買い戻しによっていちじろしく増強されることになったが、しかし環境は丁度この一九五八年から変化が現われてきた。その一は、一九五八年にはアメリカの国際収支が三五億ドルという大幅の赤字を出し、以後一九五九年には三八億ドル、一九六〇年には三九億ドルというように大幅の赤字が毎年継続して現われるようになったことである。その二は、一九五八年一月に、フランスの新平価決定——切り下げ——につづいて、イギリスはじめ西欧諸国において非居住者経常勘定残高の交換性回復が行なわれ、そして一九六一年二月にはこれらの国がIMF八条国に移行するにいたったことである。その三は、西欧諸国におけるドル保有高の大幅増加に伴い、これらの国の通貨当局によるアメリカ通貨当局からの金引き出しが生じ、アメリカの金保有高が一九五八年には二三億ドル、一九五九年には八億ドル（IMFへの金での増資払い込み額を含めると一一億ドル）、一九六〇年には一七億ド

国際通貨基金（IMF）についての覚え書き

ルというように急テンポで減少してきたことである。IMFは一九五六年、五七年のドル引き出しによってそのドルおよび金保有高が急減することとなった。それまで開店休業的であったIMFがはじめて大きな活動を行なったが、それによってたちまちその現実的な資力が心細いものとなってきた。そこで増資によってその資力の増強を図ったのであるが、そのときにはこんどは米ドルの方が問題をもつものとなってきたわけである。またさきに見てきたIMFの資力増強ということにかんじていえば、さきにはIMFの資力増強をIMFの米ドルおよび金保有高の増加としてとらえたが、そしてともと一九五九年の一般的増資は直接的にはこれを目的としたものであったのであるが、その途上での右のような西欧諸国通貨の交換性回復により、これら通貨のIMF保有高も——のちにはこれら通貨のIMF保有高こそが、ということになってくるのであるが——IMFの現実的な資力を構成することとなったわけである。⁽¹⁹⁾

(19) 「本報告期間中（一九五九年四月一日～一九六〇年三月三十一日）、IMFにとって最大の事柄は、加盟諸国割り当額一率五〇％増額による大幅な資金増加であった。一九五八年末の割り当て総額は九二億ドルであったが、一九六〇年三月末に大部分の追加割り当ての払い込みが完了したときには、一四〇億ドルとなった。そのうち七〇％以上の一〇二億ドルは、金、交換可能通貨すなわち協定第八条の義務受諾通貨、および一九五八年一月以降非居住者にたいし交換性を回復したヨーロッパ諸国の通貨である」[BIS: *Finance*

国際通貨基金 (IMF) についての覚え書き

7th Annual Report, 1st April 1959-31st March 1960, 東銀調査部訳『第三〇次世界金融経済年報』(二〇三〜四ページ)。*IFS* (Industrial Countries) としているアメリカ、イギリス、ヨーロッパ工業国——オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス——、カナダ、日本の一四カ国のうち、既述のように従来八条国であったのはアメリカおよびカナダの二国であったが、一九六一年二月にはオーストリア(同国は一九六二年八月に移行)、デンマーク、ノルウェー、日本(一九六四年四月に移行)以外の七カ国が八条国に移行した(スイスは非加盟国)。なおIMF協定で「交換可能通貨」としているのは「第十四条第二項に基く過渡的取極を利用していない」国の通貨を指している(協定第一九条(d)および(e))。いかえれば協定第八条第二・四項の義務を受諾している国の通貨、つまり基金の承認なしに経常的支払いおよびトランスファーにたいして制限を課していない国の通貨である。

一九五八年中に「アメリカでは、金保有高が二、二七五百万ドル減少する一方、外国にたいする短期負債が一、〇〇一百万ドル増加した。他方ヨーロッパ諸国では、金および短期ドル資産保有高が三、七〇四百万ドル増加し、またカナダ、日本でもそれぞれ三五一百万ドル、三八四百万ドルの増加を示した。また右以外の国々では、ソ連および東欧諸国を除き、一括して、金および短期ドル資産は四四七百万ドル減少した。……国際諸機関は金および短期ドル資産を一九五六〜五七年には九二二百万ドル喪失したが、一九五八年にはこれが徐々に増加しており、

国際通貨基金は返済額が引き出し額をやや上回るにいたった」(前掲『第二九次世界金融経済年報』(二一九ページ)。一九五九年中に「アメリカ以外の諸国においては金準備は八一九百万ドルの増加、また短期ドル資産保有高は一、五六四百万ドルの増加を示し、これにたいし前年度は金準備三、〇二四百万ドル増、短期ドル資産保有高は九七四百万ドル増であった。⁽²⁰⁾他方、アメリカの金保有高は、一九五八年の二、二七五百万ドルの減少にたいし一、〇七五百万ドルの減少となり、その短期対外負債は、前年の一、〇〇二百万ドルの増加にたいし三、一七八百万ドルの増加となった(この短期ドル負債の三、一七八百万ドルの増のうち、一、六一四百万ドルは「国際機関」の保有分である。⁽²¹⁾⁽²²⁾一、六一四、プラス、一、五六四、イコール、三、一七八)」。 (前掲『第三〇次世界金融経済年報』、一八三ページ)。

(20) 「アメリカ以外の西欧諸国は一九五九年中に、五六四百万ドルをその短期ドル債権保有高に加えたが、これは金準備増加の二倍にあたるものであった。前年においては、ドル残高は九七四百万ドルの増加であり、金準備はその三倍以上、すなわち三、〇二四百万ドルの増加であった。さらにドル残高増加額のうち、公的保有でない部分は一九五九年中は一、〇九〇百万ドルで、これにたいし一九五八年は二、二六六百万ドルであった。この二年間の差異は、貨幣準備のほとんど全部が金であるベルギーおよびイギリスの貨幣準備が一九五八年にはいちじるしく増加したのにたいし、昨年は目に見えて減少したという事実による部分もある。しかしながら、このほかにアメリカの短期利率の上昇や、外国為替の民間保有が現在いくつつかの

国々で従来より一そう自由に許されていることにも原因がある」云々(同上『第三〇次世界金融経済年報』、一九三三ページ)。

(21) 「アメリカを除く諸国および国際金融機関の保有する金および短期ドル債権は、一九五九年に五一億ドル(アメリカを除く諸国で二、三三三百万ドル、国際金融機関で二、六八九百万ドル)、外国保有の政府証券および紙幣を含めれば五七億ドル増加した(この数字はソ連、東ヨーロッパ諸国、大陸中国の保有する金準備を除外するが、そのドル保有を含む)。この増加額は戦後最大であった。短期ドル債権および金保有の合計五一億ドルの増加のうち、過半は国際通貨基金にたいする債務の返済および加盟国の新規払い込みとして吸収された。／西ヨーロッパ(イギリスを含む)だけで見ると国際収支の黒字によって一六億ドル——一九五八年にくらべるとかなりすくないが、この数年間ではいぜんとして大きな額である——を獲得した。ヨーロッパの金ドル準備の増大は、前述の IMF への新規払い込み、フランスの IMF への債務返済、イギリスの IMF および輸出入銀行への返済、西ドイツのアメリカ政府への返済——外国援助の期限前返済——がなかったならば、さらに大きなものであった。これらの取り引きは合計二三億ドルに達したのである(同上『第三〇次世界金融経済年報』、二九ページ)。

(22) なお外国の保有する短期ドル債権の増加についての BIS の見解、——「現在、外国の保有する短期ドル債権 (IMF 保有分は除く) はアメリカの金保有量にはほび匹敵するものであり、金保有高を追いこす——イギリスがながらく経験してきたのと同じような事態——時期も遠くはあるまい。しかし、この点にかんして一部の人たちが抱えている不安は、外国のドル保有者がドルを大量に金と交

国際通貨基金 (IMF) についての覚え書き

換しようとしなにかぎり根拠のないものである。こうした動きは金価格の変更を期待することから生まれるものであるが、アメリカ当局はつねにこれを問題外であると声明しているので、金価格変更の可能性はここでは排除してよいであろう。しかし同時に、国際金利構造における変化——ヨーロッパの短期金利をアメリカにおけるよりもはるかに高くしている——によって外国の商業銀行が保有するドルを引き出し、中央銀行に国内通貨を対価として売却し、一方、中央銀行は法令の定めるところにしたがって、あるいは慣習的に保有する金とドルとの間にある均衡を保つために、その全額ないし一部を金で準備に追加することもありうる。この結果として、アメリカの金保有が安全水準と考えられている線を割る可能性もある。このようなことが起こるのを防ぐためには、将来アメリカとヨーロッパ間の金利が大幅に開くことは避けなければならない。……国内通貨政策の要請と国際収支にたいする配慮との間の矛盾の一例である(同上『第三〇次世界金融経済年報』、三二ページ)。

さきに一九五八年、五九年の米ドルの引き出し、米ドルでの買い戻しにおいて、買い戻し超過となったこと、また金での買い戻しがあったことを見たが、こうしたことは右のような西欧諸国の金ドル準備の増加という変化を反映したものであった。また従来は——一九五六〇七年の大量引き出しのさいにそうであったように——引き出された通貨はほとんどすべて米ドル(および英ポンド)であったが、一九五八年、五九年には西ドイツ・マルク、オランダ・ギルギー、フランス・フランの引き出しが行なわれるようになった。そしてこれらを含めて、一九五八

国際通貨基金（IMF）についての覚え書き

年には三一・一百万ドル、一九五九年には四二七・七百万ドルの返済超過であり、IMFの資金供給残高（純引き出し残高）は一九五七年末の一、七二六・七百万ドルから一九五八年末には一、六九五・六百万ドル、一九五九年末には一、二六七・九百万ドルと減少を辿った。

（未完）